

# 第7次下妻市総合計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務目的

この実施要領は、第7次下妻市総合計画策定支援業務委託（以下「本業務」という。）の委託事業者を、公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

第7次下妻市総合計画策定支援業務委託

### (2) 業務内容

別紙1「第7次下妻市総合計画策定支援業務委託仕様書」のとおり。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

### (4) 委託料上限額

2か年合計 23,331,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※各年度の限度額は下記のとおりとする。

令和8年度 10,615,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度 12,716,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者は、本業務を遂行する十分な能力を有する者とし、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 令和7・8年度下妻市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 下妻市建設工事請負業者等指名停止等措置要領（平成25年告示第12号）による入札参加停止措置を公告日から契約候補者特定の日まで受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続を開始する申立てがなされていないこと。

(5) 役員等が下妻市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(6) 過去5年以内（令和3年度～令和7年度）において、地方公共団体の総合計画の策定支援業務（計画策定に係るアンケートや基礎調査のみの場合は除く）を直接受

- 注し、かつその委託業務を履行し、成果物を納品した実績を有する者であること。
- (7) 企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001 (プライバシーマーク取得) に審査登録していること。

#### 4 スケジュール

公募開始 (公告)	令和 8 年 5 月 1 日 (金)
質問受付期間	令和 8 年 5 月 1 2 日 (火) 午後 5 時まで
質問に対する回答	令和 8 年 5 月 1 5 日 (金) まで
参加表明書受付期間	令和 8 年 5 月 1 9 日 (火) 午後 5 時まで
1 次審査 (書類審査)	令和 8 年 5 月 2 7 日 (水) まで
1 次審査結果通知及び 2 次審査通知の発送	令和 8 年 5 月 2 8 日 (木) まで
技術提案書等の提出期限 (1 次審査通過者のみ)	令和 8 年 6 月 1 2 日 (金) 午後 5 時まで
2 次審査 (プレゼンテーション 及びヒアリング)	令和 8 年 6 月 1 7 日 (水)
2 次審査結果通知の発送	令和 8 年 6 月 2 3 日 (火) 以降
契約手続	令和 8 年 7 月以降

#### 5 参加の手続

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記により参加表明書等を提出すること。

##### (1) 提出書類

- ①参加表明書 (様式 1)
- ②業務実績書 (様式 2)
- ③業務実施体制 (様式 3)
- ④配置予定者調書 (様式 4)

##### (2) 提出部数

正本 1 部 副本 1 1 部

※①参加表明書 (様式 1) に限り正本 1 部のみとする。

※③業務実施体制には (様式 3) には JISQ15001 (プライバシーマーク取得) を証明する書類 (認定証の写し) を正本に 1 部添付すること。

※副本の表記にあたっては、提案者を特定できる表示 (企業名等) をしてはならない。

(3) 受付期間

令和8年5月1日(金)から令和8年5月19日(火)午後5時まで

(4) 提出先

事務局

(5) 提出方法

持参又は郵送。

※持参の場合は、受付時間を平日の午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、配達記録が残る方法に限るものとし、提出期限必着とする。

(6) その他

**別紙2**「提出書類作成要領」に基づき作成すること。

6 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、下記により質問書を提出すること。質問の内容は、提出書類や技術提案書等の提出に関する事項及び業務実施に係る事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

なお、本プロポーザルの参加資格を満たしていない者からの質問は対象外とする。

(1) 提出書類

質問書(様式5)

(2) 受付期間

令和8年5月1日(金)から令和8年5月12日(火)午後5時まで

(3) 提出先

事務局

(4) 提出方法

電子メールでのみ受け付ける。(表題に「プロポーザル質問書」と明記すること。)

また、質問書提出後、事務局に電話で送信の確認をすること。

(5) 回答日時

提出された質問内容及び回答については、令和8年5月15日(金)までに下妻市ホームページに掲載する。

ただし、質問のあった事業者名は公表しない。

(6) その他

**別紙2**「提出書類作成要領」に基づき作成すること。

7 1次審査

(1) 審査方法

1次審査、2次審査ともに**別紙3**「第7次下妻市総合計画策定支援業務委託公募型

プロポーザル審査基準」に基き、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その内容が審査基準を満たすと認められる場合は、交渉権者として選考するものとする。

(2) 審査項目

提出された参加表明書等により、業務の実績や体制、担当者の能力について事務局において書類審査を行い、採点結果の上位3者程度を1次審査通過者として決定する。

(3) 結果通知

1次審査の結果は、令和8年5月28日(木)までに、全ての提案者に電子メールで通知し、1次審査通過者には2次審査の日程を通知する。

8 技術提案書等の提出

1次審査通過者は、下記により本プロポーザルに関する技術提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ①技術提案書提出届(様式6)
- ②技術提案書(任意様式)
- ③見積書(任意様式)
- ④業務スケジュール(任意様式)

(2) 提出部数

正本1部 副本11部

※①技術提案書提出届(様式6)に限り正本1部のみとする。

※副本の表記にあたっては、提案者を特定できる表示(企業名等)をしてはならない。

(3) 提出期限

令和8年6月12日(金)午後5時までに必着とする。

(4) 提出先

事務局

(5) 提出方法

持参又は郵送。

※持参の場合は、受付時間を平日の午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、配達記録が残る方法に限るものとし、提出期限必着とする。

(6) その他

別紙2「提出書類作成要領」に基づき作成すること。

## 9 2次審査

### (1) 審査方法

本プロポーザルの審査は、第7次下妻市総合計画策定支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において審査を行う。

1次審査通過者から提出された技術提案書等の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施の上、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。

### (2) 日時・会場

令和8年6月17日（水）予定（詳細は別途通知する。）

### (3) 出席者

管理技術者を含め3名までとする。

### (4) 提案時間

1者につき説明20分以内、質疑10分程度とする。

### (5) 提案順番

技術提案書提出届の受付順によらず、事務局が無作為に抽選する。

### (6) 結果通知

令和8年6月23日（火）以降、2次審査に参加した全ての提案者に対し電子メール及び書面により通知する。なお、審査結果に係る問合せ及び異議申し立ては、一切受け付けない。

## 10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 本要領及び別紙に示された内容に適合しない場合。

(2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。

(3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合。

(5) 本実施要領2に示す委託料上限額を超えた場合。

(6) その他、審査委員会が不適格と認める場合。

## 11 参加報酬及び経費等

本プロポーザル参加に要する一切の経費については、参加者の負担とする。

## 12 契約

2次審査で選定された最優秀提案者を優先交渉権者として、提出された技術提案書等を基に協議を行い、予算の範囲内において契約を締結する。なお、協議が不調となった

場合は、次点提案者を優先交渉権者とする。

### 13 その他

- (1) 参加を希望する者は、本要領及び別紙に示された条件を十分理解した上で、本プロポーザルへの参加を表明すること。
- (2) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退した者は、これを理由として以後の発注業務等に不利益な扱いを受けることはない。
- (3) 提出期限以降の提出書類の差し替え、訂正及び再提出は原則として認めない。
- (4) 配置予定の担当者は、病休、死亡、退職等極めて特別な理由が生じた場合を除き、変更できないものとする。
- (5) 提出された提出書類は返却しない。また、選定を行う作業に必要な範囲において、市は無償で複製できるものとする。
- (6) 提出された書類の著作権は、それぞれ提出者に帰属するものとし、第三者の著作物の使用に関する責は、使用した提出者に帰すものとする。
- (7) 災害の発生等のやむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合、参加に要した費用は、全て参加者が負担するものとする。
- (8) 本業務については、最優秀提案者の技術提案書等を尊重するが、市は提案内容に拘束されるものではなく、協議により決定するものとする。
- (9) この要領に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。

### 14 事務局

下妻市市長公室企画課企画調整係 担当：初澤、飯村、飯塚

〒304 - 8501 茨城県下妻市本城町三丁目13番地

電話：0296 - 43 - 2114（直通）

E-mail：kikaku@city.shimotsuma.lg.jp